

ユネスコ・生命倫理コア・カリキュラム、2011  
『人間の尊厳と人権についてのケースブック』1

ケーススタディー1-28 義務的な予防接種

翻訳 藤井 可

B 夫妻には、10歳のLと3歳のKという二人の幼い子どもがいる。B 夫妻は、彼らの子どもたちに予防接種をすること、および予防接種一般に対して、個人の健康増進や公衆衛生の増進のための予防接種、いずれについても強く反対している。

B 氏の見解では、予防接種は単に有害であるだけでなく、ことによれば悲惨な副作用を伴う無益な処置である。彼は、夫妻は彼らの子どもたちが予防接種を受けるか否かを決定する基本的権利を有すると主張する。したがって彼は当然、予防接種は国民の健康を守るために合理的に必要とされる手段であるという提案を拒否することとなる。

L と K は、医学的に必要な予防接種を受けていないという理由で州議会(the Council)が運営する保育園への入園を拒まれた。

少なくとも1976年以降、州議会によって管理されている保育園に通おうとしている子どもは誰でも、受け入れ前に医学的に必要な予防接種を受けなければならないという方針がとられてきた。登録とそれぞれの予防接種後の更新に関する予防接種の証明書が求められる。必要とされる標準的予防接種は最新の「保健医療当局勧告」に定められている。

B 夫妻は彼らの子どもたちへの予防接種を拒んで譲らない。

州議会は、L と K が予防接種を受けていないことを理由に、保育園への入園を拒否することで差別する権利を与えられているのだろうか。

ここに、すべてではないが複数の考えられ得る解決法がある。これを他の解決案と共に議論しなさい。倫理的な論点を明確にして、あなたに最も当てはまる解決策をその理由とともに定めなさい。

YES 子どもたちが予防接種を受けていないということで、保育園に通う他の子どもたちが危険にさらされる。他の子どもたちの利益のために、B 夫妻の子どもたちは保育園への登園

を禁じられるべきだ。

NO 保育園から B 夫妻の子どもたちを排除することによって彼らを差別することは、違法である。全ての人間は予防接種を受けるか否かを決定する権利を持つ。

## 本ケースについてノート

### 判決

この事例はその国の人権および機会均等委員会で審議された。委員会公判は、保育園から子どもを除外するという評議会の決定は公衆衛生を守るために理にかなっていて必要なものであると結論づけた。

コミュニティの中での深刻な感染症の発生は、公衆衛生に関連する問題である。経験によれば、個人や人々のグループが、まさにその性質上、感染症であると考えられているいくつかの病気の犠牲になるかもしれないことは明らかである。一人の人の疾病が、他の人の感染源になるかもしれない。その病気の深刻さと感染過程の強さ（感染力）は、たとえば、より広いコミュニティの健康と幸福に影響を及ぼすようなものであるかもしれない。一方で、より深刻でない感染症についての死亡率のレベルについては、公衆衛生的問題はもたらされないと考察されるだろう。なぜなら、それらに対する適切な治療や予防策は個人で対応できる範囲内にあるからである。

このような理由のために、予防接種は公衆衛生の基準として提案されてきた。そして、予防接種の擁護者は、広報と教育プログラムを通じて、さまざまな潜在的感染症に関連するコミュニティのいわゆる「集団免疫」を上げることに余念がない。その「集団免疫」の要求される水準は、免疫の獲得とそれによる標的疾患の感染阻止のために予防接種を受けるべき目標集団の割合として、感染症領域と公衆衛生領域の専門家によって定められるべきであろう。

委員会公判の全体的な要点は、B 氏の子どもたちと、「身体障害」の拡張された定義に含まれる、他の未接種児童を接種から除くための決定が、実に差別的な決定であったということである。それにもかかわらず、それは公衆衛生を守るためには合理的で必要な決定であった。要するに、未接種児童たちの保育園入園を許可しなかった委員会公判の主張は、差別的ではあるものの、公衆衛生を守るためには合理的で必要なことであるといえる。

リスクのバランスをとる過程において、病児や、神経疾患や遺伝疾患の既往がある子ども

たちを除いて、すべての子どもたちが定期予防接種をうけることは、疑いなく望ましいことである。結果として生じる利益は、個人によってだけでなく、集団免疫の増進を通じて、公共によってもまた共有されるだろう。

## ディスカッション 義務的な予防接種

人権論者によって語られる議論のひとつに、「文化帝国主義」がある。すなわち、人々は彼らの信念に従って彼らの人生を生きることができ、社会は彼らを尊重し、彼らが望まないことを信じたりおこなったりするように強いることを避けるべきであるというものである。

しかしながら、それらの人権は個人を念頭に置いて考えられたものであるけれども、手段的な権利、さらに教育の権利や平和への権利、健全な環境への権利等のような第二、第三世代の権利発布に対する強い傾向性（trend）があった。

そうはいつでも、われわれは、そのような個人が予防接種を拒否する権利を持つこと、そしてそのような社会が健康増進のために市民に対し予防接種をする権利を持つことを理解できる。通常は、『生命倫理と人権に関する世界宣言』の第3条2項で述べられている通りである。

*個人の利益と福祉は、科学または社会だけの利益に優先されなければならない。*

しかしながら、個人の利益が公の利益に優先しない状況もあり得る。

今日、いくつかの病気の最も有効な治療法と考えられている予防接種は、義務ではなく恩恵である。それゆえ、予防接種を受ける欲求をもたない人々は通常はそれを受けないのだろうが、彼らは、接種を受けないために生じる結果があるかもしれないことを心に留め、その帰結を進んで引き受けなければならないことを心得ておくべきである。

『生命倫理と人権に関する世界宣言』の第14条1項に定められているように、政府には公衆衛生に対する責任がある。

*国民の健康及び社会的発展の促進は政府の中心的目的であり、社会の全部門が共有するものである。*

集団への予防接種は、疾患発症率を減少させる。その結果、公共の利益が、予防接種を促

進する政策に影響を与えることが期待される。公共の福祉を保ち疾患を減ずることは、重大な価値を持つ。そして、それらと処置を拒否する個人の権利とが対立する場合には、個人と公共の権利の間のバランスがとられるべきである。

各々の状況はそれ自身の利点にもとづいて評価されるべきである。そして、個人の権利に実際的な重みを与えるのであれば、社会、国、政府はそれぞれ、自身の価値に基づいた均衡の取れた政策を示すべきである。

そのような価値の均衡を取る際に、われわれが考えるべきことは次のような事柄である。

- ① 疾患の重篤度
- ② 危険の切迫性
- ③ 予防接種を受けていない人々の人数
- ④ 感染の能力

